

## (仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会の設置等に伴う尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正に対するパブリックコメント募集結果

○1人の方から、4件の意見をいただきました。

○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
条例の名称			
1	尼崎市子どもの育ち支援条例は子どもの育ちを支援する目的の条例だが、今般の委員会設置の目的からすれば子どもの権利を知る機会の保障等が必要であることから、条例名称に「子どもの権利」という文言を挿入されたい。	1	[その他] 本条例については、条例の前文に記載のとおり、子どもの育ちを地域社会全体で支えるにあたり、子どもの人権を尊重することを前提として制定しましたので、条例名称を変更する考えはありませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの権利をより明確にするとともに、子どもの権利について知り・学ぶ機会を作ることについて規定することを検討していきます。
子どもの権利を学ぶ機会等の保障			
2	子ども自身及び関係者が子どもの権利について学び・知る機会を保障することを市の責務として条例に規定されたい。	1	[意見を反映した(付加)] ご意見のとおり、子ども自身及び大人が子どもの権利について知り・学ぶ機会を持つことは非常に重要であると考えています。子どもの権利に関する意識啓発については現在の条例に基づき実施しているところではありますが、(仮称)子どものための権利擁護委員会の設置に際し、「子どもが権利の主体であり、子どもの権利は当たり前前に認められるものであることについて、子ども自身が知り・学ぶ機会を与えられること」や市としてその機会づくりに取り組むことについては、条例に反映することを視野に入れて検討していきます。
3	現行の条例では、子どもが持つ他者への責任等が強調されているように感じる。子どもの権利は責任や義務と引き換えに与えられるものではないという点を踏まえ、条例を修正いただきたい。	1	
広報・研修機能			
4	子ども自身、教職員、保護者、地域住民及び子どもの福祉に関する関係者等が子どもの権利について知り・学ぶことができるよう、「(仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会」の相談員や事務局等が学校等に出向いて授業すること等を委員会の役割・機能等として明記すべきである。	1	[すでに盛り込み済み] 委員会の広報・研修機能では、子どもの権利について学んでいただく機会づくりとして弁護士等の委員を学校現場、教職員の研修の場等に講師派遣することも予定しています。 このように、(仮称)子どものための権利擁護委員会の実施段階において、これらの取組を積極的に周知し、推進していきたいと考えています。